

裏面白紙

別紙添付

十一月 庶受一三第三號

米三普通合第一四三號

昭和十三年一月十二日

外務次官 堀内謙

樞密院書記官長 村上恭一 殿



書記官

書記官 急

旅券ニ使用スル國語ノ「ローマ」字綴方統一ニ
關スル件

本件ニ關シ別紙寫ノ通客年九月二十七日附各地方長官（警視總監
ヲ含ム）及關東州廳長官宛通牒致置タルニ付公用旅券ニ關シテモ
右ノ趣旨ニ依リ御取計相成度此段申進ス

外務省

五二

写

米三普通合第四二一三號

昭和十二年九月二十七日

外務次官 堀内謙介

旅券ニ使用スル國語ノ「ローマ」字綴方統一ニ關スル件

國語ノ「ローマ」字綴方ニ關シテハ本月二十一日附内閣訓令第三號ヲ以テ別紙寫ノ通公示セラレタルニ付旅券關係上使用スヘキ國語ノ「ローマ」字綴方モ原則トシテ右訓令ノ趣旨ニ據リ昭和十三年一月一日ヨリ之ヲ實行スルコトト致度尤モ個人ノ姓名及商社名ニシテ從來特有ノ綴リヲ用キ居ル爲右訓令ノ綴方ニテハ支障ヲ生スル者ニ對シテハ例外トシテ其ノ特有ノ綴リヲ使用セシムルモ差支ナキニ付右

様御了知ノ上此ノ旨豫メ貴管下一般ニ周知方可然御取計ヒ相成度依命此段申進ス

追テ從來ノ諸通牒中本通牒ノ趣旨ニ牴觸スル部分ハ廢止セラレタルモノト御承知相成タシ

字

◎内閣訓令第三號

各官廳

國語ノ「ローマ」字綴方ハ從來區々ニシテ、其ノ統一ヲ缺キ使用上不便尠カラス、之ヲ統一スルコトハ教育上、學術上將又國際關係其ノ他ヨリ見テ極メテ必要ナルコトト信ズ。仍テ自今左ノ通「ローマ」字綴方ヲ統一セントス。各官廳ニ於テハ漸次之ガ實行ヲ期スベシ。

昭和十二年九月二十一日

内閣總理大臣 公爵 近衛文麿

「國語ノ「ローマ」字綴方ハ左表ニ依ル

ローマ字綴表

a i u e o		
ka ki ku ke ko	kya kyu kyo	
sa si su se so	sya syu syo	
ta ti tu te to	tya tyu tyo	
na ni nu ne no	nya nyu nyo	
ha hi hu he ho	hya hyu hyo	
ma mi mu me mo	mya myu myo	
ya i yu e yo		
ra ri ru re ro	rya ryu ryo	
wa i u e o		
ga gi gu ge go	gya gyu gyo	
za zi zu ze zo	zya zyu zyo	
da zi zu de do	zya zyu zyo	
ba bi bu be bo	bya byu byo	
pa pi pu pe po	pya pyu pyo	

三前號ニ定ムルモノノ外ニ付テハ概ネ左ノ例ニ依ル

一 長音ノ符號ヲ附スル場合ニハ *okāsama*, *kūsyū*, *Osaka* ノ如ク「ー」ヲ用フルコト

二 撥音ハ總ヘテ *n* ヲ以テ表ハスコト

三 撥音 *n* ト其ノ次ニ來ル母音（*y* ヲ含ム）トヲ切離ス必要アルトキハ *hin-i*, *kin-yōbi*, *Sin-ōkubo* ノ如ク「ー」ヲ用フルコト

四 促音ハ *gakkō*, *happyō*, *to:ssa*, *Sapporo* ノ如ク子音ヲ重ネテ之ヲ表ハスコト

2.

裏面白紙

8.

- 五 文書ノ書始及固有名詞ハ *wagakumi no....., Sizuoka, Masasige*
ノ如ク語頭ヲ大文字トスルコト尙固有名詞以外ノ名詞ノ語頭ヲ
大文字トスルモ差支ナシ
- 六 特殊音ノ表記ハ自由トス

裏面白紙

裏面白紙

別紙添附

米三普通合第二七一號

昭和十三年一月二十日

在二月庶受一三第七號

外務次官 堀内 謙介
樞密院書記官長 村上 恭一 殿



書記官



旅券ニ使用スル國語ノ「ローマ」字綴方統一ニ
關スル件

本件ニ關シ別紙寫ノ通警視總監、各地方長官及關東州廳長官宛通牒致シタルニ付委細右ニテ御了悉ノ上公用旅券ニ關シテモ右ノ趣旨ニ依リ可然御取計相成度此段申進ス

本信送付先 内閣書記官長、法制局長官、賞勳局總裁、
企劃院總裁、對滿事務局次長、樞密院書記官長、各省次官、
會計検査院長、貴族院書記官長、衆議院書記官長、
内閣恩給局長、内閣統計局長、内閣印刷局長

外務省

寫

米三普通合第二七〇號

昭和十三年一月二十日

外務省亞米利加局長 吉澤清次郎

旅券ニ使用スル國語ノ「ローマ」字綴方統一ニ關スル件

本件ニ關シテハ曩ニ客年九月二十七日附米三普通合第四二一三號ヲ以テ通牒致置タル處右通牒中該訓令ニ依ル綴方ニテ支障ヲ生スル場合ヲ例示スレハ左記ノ通ニ有之尙旅券下付ノ際ハ旅券所持人自署（歐文）ト旅券面記載ノ姓名ト綴方相違シ居ラサル様注意方可然御取計相成度此段申進ス

記

「個人ノ姓名ニシテ「ローマ」字綴一定シ居リ訓令ノ綴方ニテハ

外務省

裏面白紙

入國及渡航上其ノ他ニ支障ヲ生スル者

「商社名等ニシテ從來「ローマ」字綴一定シ居リ訓令ノ綴方ニテハ支障ヲ生スルモノ

「再渡航者ニシテ再入國許可證、登録證書、永住權證書等ヲ有シ右ニ從來特有ノ「ローマ」字綴ヲ以テ其ノ姓名カ記載セラレ居ルモノ

「初渡航者ニシテ入國許可證若ハ從業員許可證ヲ有シ右ニ從來特有ノ「ローマ」字綴ヲ以テ其ノ姓名カ記載セラレ居ルモノ

以上

外務省